

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の 政令の一部を改正する政令を踏まえた今後の医療体制について

1. 現状

- (1) 感染症法の規定により、都道府県知事等は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための必要があるときは、患者等の入院の勧告・措置ができる。
- (2) 国は、無症状や軽症者の方で、重症化リスクのある者に当たらず、入院の必要がないと医師が判断した場合には、宿泊療養又は自宅療養を行うことができると通知（4月2日事務連絡）。
- (3) 県は、感染拡大防止の観点から、原則入院し、医師の判断により病院外での療養が可能と判断された方を宿泊療養に移行し「自宅療養ゼロ」を堅持、療養者の「容体急変への適切な対応」「家庭内感染の防止」を徹底してきた。

2. 政令の一部改正について（10月9日閣議決定、施行日10月24日）

（内容）

入院の勧告・措置の対象は、患者のうち以下の者に限る。

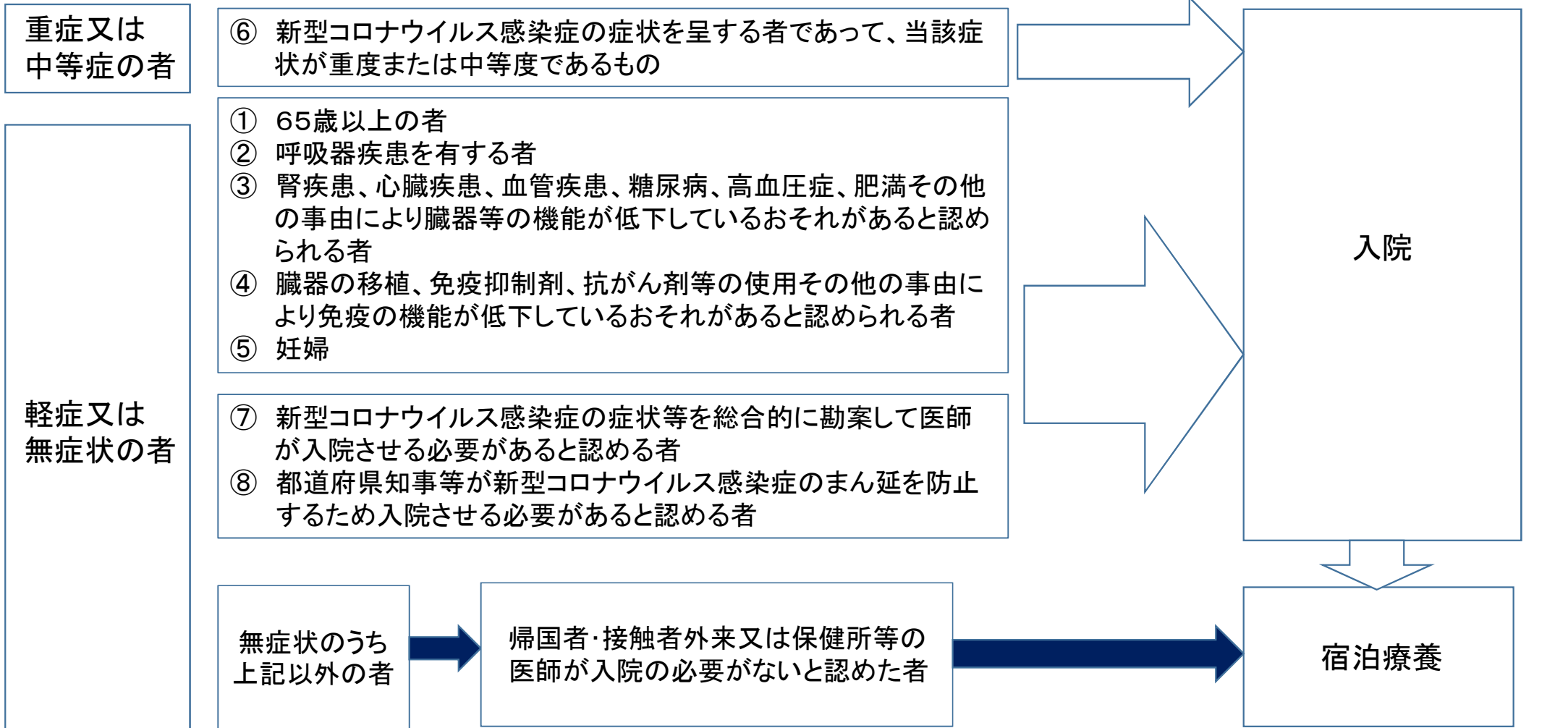
- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度である者
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 都道府県知事等が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

3. 今後の対応方針について

これまでとおり、家庭内感染対策を含めた感染症拡大の防止を図るため、自宅療養は行わないこととして、以下の方針で対応する。

- ① 有症状者については、症状が急変して重症化する可能性があり、医師による経過観察が必要であることから、原則入院とする。
- ② 無症状者については、症状が悪化する可能性が低いため、帰国者・接触者外来又は保健所等の医師が入院の必要がないと認めた者については、直接宿泊療養も可能とする。

政令改正を踏まえた患者への対応



※原則、自宅療養は行わない

改 正 案		現 行	
(法等の準用)			
<p>第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。</p> <p>この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。</p> <p>この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
法第十九条 第一項	一類感染症 患者に	新型コロナウイルス感 染症 患者（六十五歳以上の 者、呼吸器疾患を有す る者その他の厚生労働 省令で定める者及びこ れら以外の者であつて	新型コロナウイルス感 染症

(略)	(略)	(略)	(略)
法第十九条 第一項	一類感染症 患者に	新型コロナウイルス感 染症 患者（六十五歳以上の 者、呼吸器疾患を有す る者その他の厚生労働 省令で定める者及びこ れら以外の者であつて	新型コロナウイルス感 染症

○厚生労働省令第 号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令を次のように定める。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者）

第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条に

において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）以下「準用感染症法」という。）第十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 呼吸器疾患を有する者
- 三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五 妊婦

六 現に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるもの

七 前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二条 準用感染症第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- 二 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

附 則

この省令は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行の日から施行する。